

## Q401. ④パワハラ・セクハラに関する労災認定の概要を教えてください。

パワハラ・セクハラの実害者が精神疾患を発症している場合に、パワハラ・セクハラの実害者の心理的負荷が「強」と判断されれば、業務起因性が肯定され、労災認定される可能性が高くなります。

労災認定の可否は、行政レベルでは、『心理的負荷による精神障害の認定基準』を参考に判断されることとなります。